

交通事故に遭ってしまいう前に必ずご確認下さい。

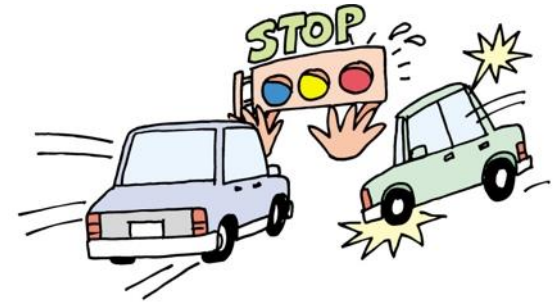
交通事故対応マニュアル

交通事故に遭ってしまったらどうする？

【交通事故後の手続きの流れ】

1. 交通事故発生
2. 警察に電話
3. 保険会社に電話（※加害者の場合）
4. 整形外科に通院（※保険会社に通院を伝達）
5. 当院に**必ず通院**して下さいませ。

※当院では事故の専門治療・専門サービスを提供させて頂いております。



どのような事故なら補償が受けられるの？

厚生労働省に認可を受けている**国家資格**を取得した治療家が
施術を行いますので、以下の事例の場合**保険適用**にて治療を行えます。

(※例外事例有り)



事例1
追突事故に
遭ってしまった



事例2
追突事故を
起こしてしまった



事例3
友人が運転する車に同乗して
事故に遭ってしまった



事例4
自爆事故を
起こしてしまった
※ガードレール、バック時、電柱



事例5
車のドアに指を
挟んでしまった



事例6
自転車での事故



事例7
玉突き事故に
遭ってしまった

当院の交通事故専門治療の特徴



全国交通事故治療院に認定されているため、優良な施術が提供できるだけでなく、**通院して頂きました患者様紹介者様にお見舞金・礼金5000円が団体より支給**されます。



毎日新聞全国紙にも全国交通事故治療院は特集を受けております。現在までに全国で**1200院しか認定を受けておりません**。

交通事故・提携法律事務所
全国 10 拠点以上 50 名以上の弁護士所属
弁護士法人ベリーベスト法律事務所

相談料・着手金 0円、弁護士費用
後払いで保険料を増額します。

交通事故
月間相談数
500件
を超える実績

法律相談数
7万件
の実績

保険会社との示談交渉でお悩みなら
お気軽にお問い合わせ下さい



交通事故の専門弁護士として、月間の交通事故相談件数が700件を超える法律事務所とも提携しておりますので**実況見分の立会い、病院への同席、慰謝料や休業補償、後遺障害認定などのサポート**も提供させて頂いております。

保険会社は教えてくれない事故の補償内容

【慰謝料】

1日通院当り4200円補償されます。

例：1ヵ月で15日通院した場合 $4200円 \times 15日 = 63000円$

例：**弁護士費用特約**に加入している場合、慰謝料額は約**1.7倍増額**補償されます。

【休業補償】

1日当りの収入×休業日数が補償されます。

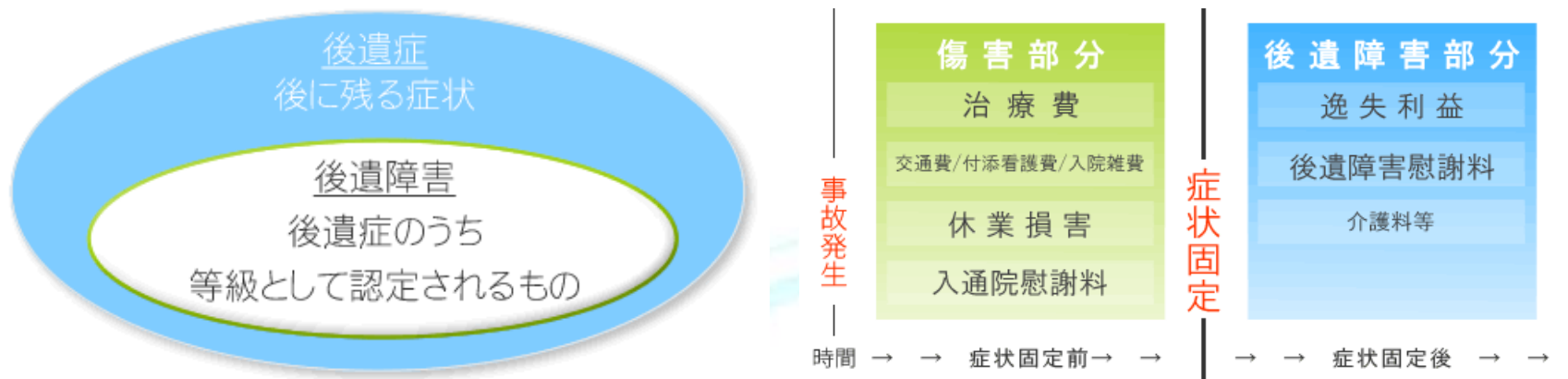
例：月給20万円、15日休業の場合。 $6666円 \times 15日 = 99990円$

例：**弁護士費用特約**に加入している場合、最大約**2倍増額**補償されます。

事前に知っておきたい後遺障害とは？

【後遺障害】

事故直後から一定期間の強い症状が治癒した後も、なお残ってしまった機能障害や神経症状などの症状や障害のことを言います。後遺障害が認定されると、**後遺症の補填として患者様の補償額が更に高まります**。交通事故は痛めた当初よりも1週間後の方が症状が強く発生することが多くございます。



※逸失利益とは、後遺障害を負ったことにより、労働能力が低下し、将来に渡って失う利益のことです。

※後遺障害の認定手続きは初回の施術から6ヵ月経過後より行うことができます。

よくある交通事故のトラブル一覧

【保険会社が冷たい態度で対応してくる。話をまともに聞いてくれない。】

交通事故は、ケガの心労もちろんのことながら、保険会社とのトラブルで精神的に心労を抱えられる方が多くいらっしゃいます。そのような時は必ず当院へご相談下さい。少しでも患者様の負担を軽減できるよう提携弁護士とも連携し、患者様の負担を軽減できるよう懸命に努力致します。

【病院でレントゲンを撮って、湿布だけ貼ってもらった。全くよくなる傾向でない。】

病院も多くの患者様も治療するため、限られた時間内でしか治療を行うことができないため専門治療を提供できる院はほとんどございません。交通事故は転院をすることも可能ですので、いつでもご相談下さいませ。

【加害者になってしまった。自爆事故を起こしてしまった。保険は使えますか？】

交通事故の任意保険に加入していれば基本的には保険を適用して治療を行うことができますので、治療費含め、慰謝料や通院交通費も補償されます。詳しくは当院までご相談下さいませ。